

1 議事日程

〔令和5年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和5年12月7日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第49号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について

日程第2 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第3 意見書第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程第4 意見書第8号 教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	陶山良尚	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	堺剛	議員	委員	徳永洋介	議員
〃	馬場礼子	議員	〃	タコスキッド	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	高原清	教育部長	中山和彦
総務部理事	轟貴之	教育部理事	八尋純次
議会事務局長	野寄正博	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼ソティプロモーション担当課長	杉山知大	社会教育課長	井本正彦
経営企画課長	宮原竜	学校教育課長	鳥飼太
文書情報課長	立石泰隆	文化財課長	山村信榮
管財課長	堀修一朗	文化学習課長	堀ノ内龍治
管財課公共施設整備担当課長併 社会教育課教育施設整備担当課長	福田久博	スポーツ課長	大石敬介
防災安全課長	竹崎雄一郎	監査委員事務局長	添田邦彦
地域コミュニティ課長	宮崎征二	議事課長	花田敏浩
会計課長	添田朱美		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 三舛貴市

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第49号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第1、議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書7ページから9ページでございます。

太宰府市内に設置されている都府楼、水城、長浦台、青葉台、大佐野台、向佐野、国分、通古賀、吉松の9つの太宰府市立共同利用施設であります。各共同利用施設につきましては、現在も各施設が所在する行政区の各自治会を指定管理者として指定を行っているところですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの向こう3年間につきましても、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による公募によらない候補者の選定により、当該自治会を指定管理者として指定するものであります。

よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

そしたら、早かったタコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） すみません、僕はこの議案が初めてなもので、幾つか質問させていただいてよろしいでしょうか。

まず、指定管理なんですけれども、通常の指定管理と同じように協定書が交わされるということでもよろしいですか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） その協定書には、要領の提出などは求められているのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 事業計画書や事業報告書の提出が書かれてあります。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） こちらの指定管理料に関しては、人口比などに沿ったような形でしようか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 費用は特に発生しません。指定管理する費用は発生しません。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） すみません、3点あります。

1点目は、各施設から、先ほど所管課も言われていましたように、報告いただきますよね。収支関係もあると思いますが、指定して一定の経営状態ですね。この9つ、今回は3年間ということですけども、何で9つなのかなど、私もよく分からないんですが、9という数字が、何で今回の対象施設が9つなのかというのが分からないんですけども。それと、その収支計画書や事業計画、多分、調書を取ってらっしゃると思うんですね、助成金を出していますから。だから、市のほうが取っている中で、経営状況が心配なところとかないのか、そのあたりが1点。

それと、補助率が2分の1から3分の2に今回の規定から入ると思って、助成額が変わると思うんですけども、来年度からですかね、あれは。それが1点。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 最後に言われたのは地区公民館のことだと思うんです。これが、あくまでも共同利用施設です。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 分かりました。了解です。

そしたら、あと、個別課題で今一番大きな、共同利用施設も地区公民館も一緒なんですけれども、基本的に、利用する市民たちにとって今一番問題なのは、公民館の配置が、あるいは共同利用施設の配置が、大きい自治会のところは遠いので、なかなか利用しづらいというお声をよく聞いております。要するに、高齢化に伴う移動困難者が増えてきているので、そこまで行くのが大変と。イベントがあったとしても行けない、要するに敬老会があっても行けない、自治会の方が何かされるときでも、地域の集まりになかなか参加できないというお声をよく聞いております。それで、それを対策しろとは言いませんが、そういう状況があるという認識をまず市のほうで捉えていただければというふうに思います。

この2点、何かご回答がありましたらお願いいたします。

○委員長（陶山良尚委員） 全部で3点ですかね。

○委員（堺 剛委員） 3点です。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） まず、1点目なんですけど、なぜ9つかということですが、空港周

辺地域の地域住民の生活の安定及び福祉の向上を目的として、福岡空港環境整備助成事業という助成を行って建てたのがこの9つの施設ということになります。1点目はよろしいでしょうか。

○委員（塚 剛委員） はい。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 2点目が、経営状況。それぞれの共同利用施設で施設料を、この部屋だったら幾らとかという設定をして、基本的にはその施設料でそこを運営してもらっているという形になります。よろしいですかね。

○委員長（陶山良尚委員） 塚委員。

○委員（塚 剛委員） それは、共同利用施設の自主性に任せるのは構わないんですが、うちとしてはその経営状況はどのような形で把握されている、毎年、監査的なものを行っているのかとか、何かチェックをされているのかということ聞きたかったんです。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 先ほども申し上げましたが、事業報告書とともに収支の分も、決算の分も提出していただいて、そこで一応確認をするようにしております。

○委員長（陶山良尚委員） 塚委員。

○委員（塚 剛委員） 確認しているんですね。それと、配置の問題。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 今後の課題ですか、遠いということの課題ですかね。

そこにつきましては、ある一定まとまるといいますか、点在している遠いところは一つにまとめるとか、そういうことも検討しているようなところではございますが、逆に、的を射てないですね、これ。すみません。

○委員長（陶山良尚委員） いいですか。

○委員（塚 剛委員） 要望だけ。

○委員長（陶山良尚委員） 要望ですね。

じゃあ、徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません、空港関係で助成事業が共同利用施設。共同利用施設ではない自治会とか公民館、その辺の違いとか、その助成事業はもう終わっているのか、何か補助の仕方が違いがあるのかどうか教えてください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 補助については、もう今現在はなくなっているということがございます。

地区公民館につきまして、そもそもの管理区分が地元自治会ということになりますので、要はそういうことになりますけれども、的を射ていますでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 先ほど言いました補助の対象というのは、当時ではやはり建築に関して

補助対象というのがありまして、騒音のエリアが決まっています、その中に入っていたのが今9つの共同利用施設ということになります。今現在は、福岡空港の補助の中では建築に伴うものの補助は一切もうなくなっていると聞いております。そういうことで、補助の説明はそういうことになります。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） そしたら、老朽化して、建設関係で改築とか何かお金がかかりますよね。そのときは、また補助が出るということは考えられるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） 地区公民館の施設整備補助事業というのがございまして、何か機械の故障とかがあれば、そちらのほうで手当てし……。

○委員（徳永洋介委員） もう、そっちなんですね。

○文化学習課長（堀ノ内龍治） はい。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第2、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

資料は、議案書10ページから19ページ、条例改正新旧対照表は1ページから12ページまででございます。

今回の改正は、令和5年8月8日、人事院は国家公務員の給与の勧告を実施されております。本市におきましても、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行っておりまして、今回も本勧告に従い、改正するものでございます。

次に、条例改正の主な内容でございますが、本日お配りしております別紙資料1、太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要を使用いたしまして説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

今回の人事院勧告の主な内容といたしましては、まず月例給につきまして、初任給及び給料月額を平均改定率1.1%引き上げるものでございます。

次に、ボーナスでございますが、まず特別職につきましては、期末手当を0.1月分引き上げまして、本年12月期の期末手当が現行1.65月分から1.75月分、年間で3.4月分に改定されます。また、令和6年度以降は、6月、12月ともに1.7月分で、年間で3.4月分となります。

次に、一般職につきましては、期末手当、勤勉手当ともに0.05月分引き上げまして、本年12月期の期末手当、現行1.2月分から1.25月分、年間で2.45月分に改定されます。また、令和6年度以降は、6月、12月ともに1.225月分で、年間で2.45月分となります。

次の2ページでございますが、本年12月期の勤勉手当が現行1.0月分から1.05月分、年間で2.05月分に改定されます。また、令和6年度以降は、6月、12月ともに1.025月分で、年間で2.05月分となります。今回、行政職給料表も改定いたしまして、令和5年4月1日に遡及いたしまして適用いたします。今回のこの改正で、大卒初任給は1万700円増となるものでございます。

次に、再任用職員につきましては、期末手当、勤勉手当ともに0.025月分引き上げまして、本年12月期の期末手当が現行0.675月分から0.7月分、年間で1.375月分に改定されます。また、令和6年度以降は6月、12月ともに0.6875月分で、年間で1.375月分となります。勤勉手当でございますが、本年12月期の勤勉手当が現行0.475月分から0.5月分、年間で0.975月分に改定されます。令和6年度以降は、6月、12月ともに0.4875月分で、年間で0.975月分となります。再任用職員に関しましても、行政職給料表を改定いたしまして、令和5年4月1日に遡及して適用を行います。

続きまして、議員の皆様は、期末手当でございますが、特別職と同様の改定でございますが、0.1月分を上げまして、本年12月期の期末手当を1.65月分から1.75月分、年間で3.4月分に改定となるものでございます。

最後、3ページになりますが、令和6年度以降は6月、12月ともに1.7月分で、年間3.4月分

となるものでございます。

次に、任期付職員につきましては、特別職と同様の改定となっております。また、一番下の会計年度任用職員の改定につきましては、今年後、令和5年度に勤勉手当の支給はございませんが、期末手当につきましては一般職と同様の改定でございまして、令和5年4月1日に遡及して給料表の改定を適用いたします。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません、先ほど言われた大卒で初任給ってなった場合、この議案書の12ページ、13ページでいったらどこになるんですかね。何級の何号給になるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） すみません、もしよろしければ、条例改正新旧対照表の4ページをご覧ください。ただけたらと思います。

新旧対照表ですと新旧が比較できますので、新旧対照表の4ページ、一番左の欄が1級の欄でございますが、行政職給料表(1)の1級の29号、真ん中から少し下でございます。19万1,700円、こちらが今まで大卒の初任給でございました。これが、今後は20万2,400円、その右側でございますが、こちらの額に改定となります。その改定額が、先ほど申し上げました1万700円の増というところになります。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

ほかにありますか。

堺委員。

○委員（堺剛委員） すみません、制度のほうで教えてもらいたいですけれども、今回の人事院勧告で言っている、今回は一つは在宅勤務手当の新設が検討されているのかとか、うちに存在するのかということと、あと今、一般職、特別職は分かりましたが、うちに非常勤職員という存在はないんですかね。その2点、お願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） まず、1点目の在宅勤務手当でございますが、一応、手当等に関しては国の制度と地方公共団体、若干ずれといえますか違ってくる場合がございます。在宅勤務手当は、国のほうでは勧告内容があるようでございますが、今現在は、太宰府市におきましてはまだ検討中というところでございます。

それから、2点目の非常勤の職員っていいのですが、人事院勧告の対象とはなっておらないところございまして、例えば報酬ですとか、非常勤の任命している職員さんは、またそれは

別に検討を行うというふうになっております。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

今回は、民間のほうの景気動向指数に合わせて多分、勧告されてあると思うんですね。そこには、だけん職員で一般職、特別職、様々あると思います。だから、非常勤職員の方も実際おられて、景気に合わせて今回、人事院勧告でも出そうとしているので、要するに一つの生活費高騰の対策の一環でもあるのかなと思うし、賃金上げの要素も入っているのかなというふうに思います。そういった意味からいくと、確かに区分は違うかもしれませんが、検討いただいたほうがいいのかという点があります。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） 非常勤職員という定義と申しますか、という話なんです、実際には、以前、嘱託職員それから臨時職員という名称で市役所に勤務いただいておりました。それが、会計年度任用職員ということで、フルタイム、パートタイムございますが、の制度が移行しております。あと、非常勤職員と申しますと、審議会の委員さんの報酬とかそういったところを、すみません、先ほど私は申し上げたつもりでございました。申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 最後、これは要望ですけれども、在宅勤務は将来、今後パンデミックとかいろいろ経済動向とか考えると出てくるのかなと。だけん、一応検討されたほうがいいのかと、これはもう意見としてだけで。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（佐藤政吾） ご意見として承りまして、あと近隣の状況とかそういったものも研究しながら検討してまいります。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例



について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 意見書第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○委員長（陶山良尚委員） 日程第3、意見書第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

提出者が委員として出席しておられますので、内容について補足説明がありましたらお願いをいたします。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 地方財政の充実と強化に関する意見書ということで、もう大体書かれているとおりなんですけれども、少子・高齢化、様々な課題がある中で、3点、国に対して社会保障関係費の確保とか子育てに対して、それと地方交付税の国に対して要望を上げる意見書です。

ちなみに、県議会で、9月議会にこれと同じ項目で上がっています。9月議会で、県議会全会一致で意見書を出しています。筑紫野市においては、これ以外にも全10項目をつけた意見書が出て、全会一致で通っています。

個人的にですけれども、この筑紫野市の議会だよりの意見書を見てみると、教育予算の拡充を求める意見書と地方財政の充実・強化に関する意見書、第9期介護保険制度改正に関する意見書、これがこの概要と意見書をうまく切って分かりやすく載っているんですよね。その中で、意見書とはということで、意見書とは議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。議会は関係機関に意見書を提出して問題を解決するよう要望し、議会としての考えを表明することができますというふうに、個人的には分かりやすく説明されているんじゃないかなと。できたら、筑紫野市の意見書に書いてあるように、できれば全会一致で要望を上げて、太宰府市議会としてもこの考えで進めていくというようなことになればいいかなと思っています。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） それでは、質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 徳永委員、教えていただきたいのが、前回も同じ題名で去年たしか出されていると思うんですが、その今回との違いは、どういう観点で変わっているんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） その前は、全国市議会議長会でも出ていると思います。だけん、先ほど言ったように、筑紫野市と同じように要望を、変わるまでは議会として関係機関に上げて、議会としてもそっちの方向で進んでいただけたらなと思っています。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） それで、今回上げられるこのタイミングですね。私も他市の状況を調べましたら、大体6月か9月に出されてあって、今回定例会12月に出された根拠は何でしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） できれば6月議会、予算前が正解だとは思いますが、あくまで意見書1回ですぐ国が取り入れるとは思えないので、議会として、今回であれば県議会は9月議会、筑紫野市は9月議会、太宰府は12月議会ということで、国に対して要望を上げるということをお願いしたいと思っています。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

それでは、意見書第7号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 賛成の立場で討論させていただきます。

内容については、私はこれはそのとおり、徳永委員がおっしゃったような案件だと思っております。ただ、出される時期、そして今回出されるに当たっての説明的なもの、時間をもう少し醸成を図っていただければよかったのかなというふうに思っています。

ただ、内容が賛成の立ち位置でございますので、今回は賛成討論とさせていただきます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 意見書第8号 教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書

○委員長（陶山良尚委員） 日程第4、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」を議題とします。

それでは、意見書第8号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） すみません、これは全国議長会で出されたものを出すということで伺っていますが、ですよね。

○委員長（陶山良尚委員） いや、違う。

筑紫地区の議長が参加する中で出す案件ですね。

○委員（タコスキッド委員） これなんですけれども、根本的な問題として、今、教員が定員よりも割れている状態なのに定数を増やすというのは、これは抜本的な対策にならないと思います。

もし可能であれば、その総務文教常任委員会として、これに修正というかプラスして給特法の撤廃であるとか教員の給与の大幅な増額というのを盛り込めないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） この件に関しては、案はもう議運のほうで決まって、既にこういう形で上がってきていますんで、ここではどうかなというふうに思っておりますし。

○委員（タコスキッド委員） それは協議の対象にはならないということですか、この意見書の。

○委員長（陶山良尚委員） 一応、意見としては賜りますけれども、そこはですね。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 給特法の問題も大事ですけれども、それは国が変わらないとどうしようもないことで、今回、筑紫地区の議会として県に要望を上げるとするのは非常にいいことだったなと個人的には思っています。

京都で言えば京都式といって35人学級、静岡であれば静岡式で35人学級、よその県でも子どもたちの1学級の人数を減らす県も起きています。だから、結果的には講師にはなると思うんやけれども、教師1人当たりの生徒数が減るということ、それと定数を県が、義務教育国庫負担で県の格差が出ているんですよ。今もうこの状態で、どこの自治体ももう、ブラック企業という言葉は使いたくないけれども、過重労働で退職されたり、なかなか学校に行っても担任がいらないということが出てくるかもしれないんで、やはりこれは県に対して定数をもっと増やしてほしいと、県がもうちょっと予算組んでほしいと、そうすれば、太宰府市でも子どもたちの人数を減らすことが実現できると思うんで、ぜひこれは上げていただきたいなと思っています。

○委員長（陶山良尚委員） 今回については、議運の中ではございましたけれども、5市で一緒に同一歩調を取ってこれを県のほうに要望するということが大変大きなところかなと思っております。

ますので、そういうところを理解していただければなというふうに思っております。

ほかにはありませんかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(陶山良尚委員) それでは、これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(陶山良尚委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(陶山良尚委員) 全員挙手です。

したがって、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時30分〉

○委員長(陶山良尚委員) 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(陶山良尚委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(陶山良尚委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(陶山良尚委員) これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和6年2月15日

総務文教常任委員会 委員長 陶 山 良 尚